

## 第3回 瑞浪市人権施策推進審議会 議事録

日 時：令和7年10月6日（月）午後1時30分～午後2時35分

場 所：市役所西分庁舎 1階会議室

出席者：藤田敬一委員 山内智子委員 中山千鶴委員 加藤恭子委員  
渡邊啓介委員 安藤雅哉委員 木村聖可委員 加藤聖二委員  
安藤裕子委員 伊藤友紀子委員 可児恵太委員

欠席者：溝口浩子委員 酒井由香委員 玉置和也委員 春日井ふみ子委員

事務局：正木英二部長 奥谷ひとみ課長 三浦和恵課長補佐 河合清志主事  
株式会社名豊

次 第：1 あいさつ

2 議事

- (1) 「第2次瑞浪市人権施策推進指針（後期）」（素案）について
- (2) 策定スケジュールについて

3 その他

〈進行：事務局〉

1 あいさつ（会長）

（会長）

資料をいただき、読んでみて、非常に感銘を受けました。前回の会議の議事録のテープ起こしを読むと、事務局の皆さんのが手を抜かないだけでなく、発言者の思いを推し量り、フォローして文章化していると感じました。大変なご努力だと思いました。お礼を申し上げます。これは、瑞浪市の行政の人権問題に対する姿勢が飾り物でなく、本物だということを端的に示しているのだと思います。その点で、担当者は自信と誇りをもつていただきたいと思います。また、委員の皆さま方のご発言をお聞きしても、非常に幅が広く、奥が深いと感じます。私はいろいろな地方自治体の会議に出席してきましたが、これは非常に立派ですばらしいことだと思います。瑞浪市の行政の皆さまは、自信と誇りをもつていただきたいと思います。皆さんと一緒に手を取り合い進めていくことに、展望が見えます。飾り部分でないご意見がきちんと定義されていると思います。

市役所の担当者の方にこころよりお礼を申し上げます。今後もよろしくお願ひいたします。

〈進行：藤田会長〉

2 議事

（1）「第2次瑞浪市人権施策推進指針（後期）」（素案）について

資料に基づき事務局より説明

（会長）

ありがとうございました。ご意見、ご質問等があればお願ひいたします。

ないようですので、第二次指針の後期素案について、事務局案でよいと解釈してよろ

しいですか。

〈質問、意見なし〉

(事務局)

ありがとうございました。第二次指針後期素案については、事務局の説明通りとさせていただきます。

この後、市役所内の上位に諮り、パブリックコメントを実施するものといたします。パブリックコメントは12月から1月初旬の1ヶ月間を予定しております。なお、上位への審議の結果、素案について修正があった場合は、方向性に関わるような修正があれば、ご連絡をさせていただきますが、軽微なものであれば、事務局で対応させていただきます。ご承知おきください。

(2) 策定スケジュールについて

資料に基づき事務局より説明

(会長)

ありがとうございました。ご意見等があればお願ひいたします。

〈質問、意見なし〉

せっかくの機会ですので、皆さん方からご発言をお願ひいたします

(委員)

前回欠席し、申し訳ありませんでした。

2点、申し上げます。人権全体に関して、人の人権を守ろうと思うと、それほど離れて暮らしているわけではないので、会えば喋りますし、意見も違います。こっちを立てると他方が立たないという場合もあると思います。また、出した結論は必ず正しいということはいえないと思います。話し合っていろいろ意見をぶつけ合い、自分と同じ意見でも違う理由があるとか、自分と反対する意見でそのような考え方があるとか、議論の過程を経てとりあえず結論を出すこともあると思います。この過程が私たちの意見の正しさの証明だと思います。その結論は、出した瞬間からどんどん劣化していくと思います。新しい人が育ってきて、時代も変わっていく中で、このように話し合えることは大変すばらしいことだと思います。参加させていただけることに感謝しております。

2点目は、素案に関して気になったことを申し上げます。23ページに「普段の暮らしの中で、私たちが取り組むこと」として、市民に対することを挙げてますが、この施策推進指針とは瑞浪市が出すもので、「市として取り組んでいくこと」「瑞浪市として市民の皆さんにこのような進め方をしてほしいということ」を挙げることは納得できますが、市民を主語にして、「このような宣言します」という体裁には、何か理由があるのでしょうか。例えば、私ども、市民から選出された者が策定に関与しているから市民の意見として出して構わないという考え方なのか、それとも、法令上、市民の声を入れてよいということになっているのか、いかがでしょうか。内容に関することではなく、書き方の問題です。

(会長)

大変重要なご指摘だと思います。

(委員)

私も、今のご指摘について考えておりました。市民が取り組むことが記載されているということは、私ども市民みんなが知っていなければいけません。今まで広報等でも周知があったのかもしれません、私自身も、今までこのようなものを読んだことはありませんでした。

(会長)

「普段の暮らしの中で、私たちが取り組むこと」の中で、「私たち」という表現をする違和感については、皆さんお気づきでしたか。重要なことだと思います。

(委員)

私は単純に、わかりやすいと感じました。「人権」と言われたときに、「こういうところに、こういう問題がある」と示していただいても、何をすればよいかわかりません。例えば、「生活の中では、このようなことができる」という提案をしていただけているのだと解釈しました。

(会長)

このような表現を一人称複数で振り替えてしまうことは、1つの77テクニックだと思います。ご指摘通り、ここで「私たち」という一人称が使われることの危うさにも気づく必要があると思います。

(委員)

今回の指針の素案を読み、皆さんからの報告を読みましたが、皆さん、大変細かく読まれてご指摘されていることがわかりました。私はなかなか意見を出せずに申し訳ありませんでした。納得できるご意見が多いと感じました。

(会長)

次回はご遠慮なくご発言ください。

(委員)

先ほどのご指摘をお聞きして納得しましたが、1人でこれを読んだときには、現状と課題があって、行政が取り組むことや施策があり、取り組み方があり、市民の方々が心がけることという流れが自然だと感じました。特に、市民の取り組みのところに色がついているので、このようなことを市民の方々に伝える必要があると解釈しました。普段、仕事をしていても、施策や行政サービス等だけに求めるのではなく、本人や周りの人が考えることが一番重要だと感じることが多々あります。このような施策指針も大切ですが、市民の方々に伝えていく、訴えていくことが、まず人権の本質に関わってくることなのではないかと思いました。市民が取り組むことが書いてあることはよいことだと感じました。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

素案を読んだときには、市民が取り組むことが記載されていることに何の違和感も覚えず、大変わかりやすく、よい感じに提案していただいたと思いました。先ほどのご指摘のような視点でみると、瑞浪の市役所の方がよい人たちなのでよかったですと思いました。ここに、何か操作的で単に行政側に都合のよいことが書いてあり、それに従うと操られるのだと思います。そのような後ろ暗いことのない提案なので、ありがたいと思いました。

たが、ここが注意すべき点だということがよくわかりました。

(会長)

一人称複数で「我々」と語るときに大変危ないものが潜り込むことがあります。それが、ファシズムの落とし穴です。今年、戦後 80 年ですが、私は終戦の玉音放送聞いたことを覚えております。一人称複数に取り込まれてしまつたときに、取り返しがつかないことが起こるのだと思います。「私」と表現すると、「我々」がなくなり、中途半端になる可能性があります。その緊張関係をどのように持続していくのかが、私の人生の大きな課題です。

(委員)

先ほどのご指摘については、私は以前に行政側におりましたので、単に、行政的な発想としてはこの表現でよいと思いました。この指針を市民全員が読むとは思いません。そのように考えると、この「市民が取り組むこと」は、いろいろな政策がある中で、市が「これを考慮して施策をたてなさい」という内容を提起しているのだと捉えました。法令上の問題や物理的な問題、心理的な問題等、いろいろな問題があると思いますので、行政で整備するもの、市民に対してお願いをするものがここに記載されていると解釈しました。「このようなことを市民にお願いして、実行していただくためには、どのような施策がとれるのかを考えなさい。」と、各課に伝えているのだと単純に考え、違和感は覚えませんでした。確かに、市民が読んだときにこれをどう思うかを考えると、「このようなことをやらされるのか」「このようなことをやらなければいけないのか」と強制されるようで面白くないと感じるかもしれません。私は、これを読んで、「市民が行動するのではなく、いろいろな政策の中で市民が行動していくという形になる」と解釈しました。このような指針を挙げていくことで、各課が、何に対して人権に対する政策をしていくのかということが明確になりますので、重要なことだと思います。ただ、このような書き方でよいのかはわかりません。

(会長)

ご指摘は非常に大切な問題を孕んでいると考えます。つまり、一人称複数を簡単に語ってはならないということです。ご指摘には、心構えのような内容が含まれていると思います。一人称複数の「私たち」という表現は大変耳あたりがよく、気持ちの上ですっと入って来やすい言葉遣いでもあります。その点は、戦後 80 年というこの時期に、改めてきちんと受けとめる必要があると考えます。

(委員)

スケジュールについて、確認いたします。パブリックコメントを実施し、1ヶ月間でそれほど多くのご意見が出るとは思いませんが、例えば、この策定に対して重要な修正が必要になるようなご意見が出た場合は、第4回の審議会で再度諮り、修正をするということになるのでしょうか。

(事務局)

正月明けぐらいに最終的なパブリックコメントの結果が出ると思いますが、例えば修正が必要になった場合に、事務局で修正をしていただき、1月 19 日の審議会に諮り、それを最終決定として報告するというスケジュールで大丈夫なのかという確認でよろしいですか。

(委員)

はい

(事務局)

パブリックコメントは様々な計画をつくるときに実施するのですが、多くのご意見が出る場合もあり、それを反映させなければいけない場合もあります。次回の会議に間に合うタイミングでご意見があった場合は、ここに提示させていただき、ご意見をいただきたいと考えております。その後、最終決定の序議がありますので、そこでも同じように諮かり、決裁を取って、計画の策定という流れになります。

(会長)

よりよい計画にするために切磋琢磨するということで、よろしくお願ひいたします。

(委員)

出した意見を取り上げていただき、ありがとうございました。先ほどブルーの見出しの部分について、私は次のように解釈いたしました。「私たち市民」と書いてあるので、「市民を対象にしている」ととらえがちですが、ここに書いてある内容は、人権を大切にした世の中にするために、人間であれば当然やらなければいけないことだと捉えています。これが瑞浪市の指針なので、括弧書きで「市民」と書かれているだけで、「国民」としても、「人間」としてもよいと思います。そのように捉えれば、人間としてめざすべき姿を表記したものだということです。そのために、行政としてしていくことが書かれていると解釈したいと思います。

私は教育現場におりました。障がい者に対する部分をみると、市が実施しようとしている方向性は納得できるのですが、現場にいた者としては、人権意識を育てなければいけない教員の中に、まだまだ障がい者、障がい児に対する認識や自覚が甘い者がたくさん居ると感じます。そのようなことが思い出されてしまったので、意見を申し上げてしまいました。施策としては進めていただきたいのですが、現場で、施策とは違うところで、人権に対する意識を高めていく必要があると思います。

(委員)

今のご意見に賛成です。私も教育現場に普通の教員としておりました。そのときに知的障がいの子どもや他のいろいろな障がいをもつ子どもたちの担任をしましたが、普通学級の先生方が、本当に障がいのある子たちのことを考えていてくださるのか、疑問に思ったことが何回もありました。

また、高齢者に関して、「高齢者に対して敬意を払うとともに」とさらりと書かれていますが、このことが最も重要だと思います。「高齢者が生き生きと暮らせるよう、能力やその経験を生かした就労やボランティアの機会等を充実させる等、その豊富な経験や知識を最大限に生かせるような取り組みが必要です。」とありますが、これも大変重要なことだと思います。近所に、田んぼや畑をしている 86 歳の方がおられますが、暑い夏は早朝から畑仕事をしておられます。自分の畑で何かをつくり、みんなにあげようという気持ちをもっている方は、生活に張りがあり、生き生きとしています。敬意を払うだけでなく、豊富な経験や知識を最大限に活かせるような取り組みが重要だと思います。このような表記をしていただき、大変ありがたいと感じます。

(会長)

「人権」とは、「ヒューマンライフ」の訳語ですが、漢字2文字で表現されたのが明治20年代、1880年代です。ただ、これは死語として姿を消します。日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦、太平洋戦争を経て、この言葉を復活したのが、1946年の日本国憲法の制定でした。私はそのとき国民学校1年生でした。それから80年経ちましたので、戦後80年をそのまま生き、現在、86歳です。自分自身の中で人権という言葉を振り返ってみたときに、それは「ヒューマンライフ」の訳であることは確かですが、国民一人ひとりの中に、人権が生まれながらにてもっている権利だという実感があるだろうかと考えると、自信がありません。戦後80年は私の80年です。その中で、感覚的にとらえてはいけないのでないかと思います。私が「いのち生き合う」ということを提唱したのは、漢字2文字に振り回されることなく、自分たち自身の暮らしと人生をかけて問うとすれば、いのちは生き合う、その力をもらっているのだと思います。それを実感できるかどうかです。私の家には、母屋に4匹の猫があり、離れに2匹の猫があり、外に6匹の野良猫があります。朝、空になった茶碗の前で待っています。そのような関係の中で生きている私自身が、人権というものを、再度、暮らしの中の言葉として感じると、「いのち生き合う」ということになると思います。生き合う中で、生きる力をもらっているということです。そう考えると、「人権」という漢字が、新たな装いをもって復活するのではないかと思います。

最後になりましたが、最終的なご意見を、可児委員からお願ひいたします。

(委員)

先ほど私の疑問点に対し、委員の皆さまから、ご意見をいただき、賛成も反対も含め、大変うれしく思いました。

14ページの「相手方とまっすぐに向き合い、お互い支え、励まし合っていく」という言葉がありますが、私の出した疑問に対して、皆さまがまっすぐに向き合い、ご自身のご意見を述べていただきました。賛成の方は、私と違う理由で賛成だということですし、反対の方は、その理由を明らかにしていただき、人権的な民主的な議論ができ、非常によかったです。これが、現在、全県下で進められている法教育や主権者教育だと思います。私どもは、大人として、この場でそのような議論が実践できたことが非常にすばらしいと思いました。

(会長)

ありがとうございました。

他にご意見等はございませんか。

(副会長)

皆さんはそれぞれの分野での問題点を出し、意見を出し合って議論ができたことが、大変よかったです。

(会長)

では、審議を終了し、進行を事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

(事務局)

会長、議事進行をありがとうございました。

### 3 その他

(事務局)

その他に移ります。

特にございませんので、本日の次第はすべて終了いたしました。活発なご意見をありがとうございました。

次の審議会の開催時期については、1月19日月曜日13時30分より、会場は本日と同じこの場所の西分庁舎の1階の会議室を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。後日改めて、委員の皆さまにはお知らせいたしますので、ご出席をよろしくお願ひいたします。

最後に、正木みずなみ未来部長よりごあいさつを申し上げます。

(みずなみ未来部長)

本日は大変お忙しい中、第3回人権施策推進審議会にご出席いただき、ありがとうございました。また、活発にご意見をいただき、感謝申し上げます。藤田会長には円滑な議事の進行をいただき、お礼を申し上げます。

本日の審議会では、人権施策推進指針後期の素案についてご審議をいただきました。前期の指針の策定から5年経過しており、国や県の施策や市の計画も変わってきましたので、それらを反映させることも必要でしたし、皆さんからいただいたご意見を計画の中に盛り込むことも必要でした。本日は、皆さんからご意見いただき、それらをまとめることができましたことにお礼を申し上げます。

今後は、市役所内で協議、パブリックコメントを経て、審議会としての答申案をまとめていきたいと考えております。答申案については、1月19日の第4回審議会でご審議をいただきますので、委員の皆さまにはご出席賜りますよう、よろしくお願ひいたします。本日は誠にありがとうございました。

(事務局)

以上で、第3回瑞浪市人権施策推進審議会を閉会いたします。ありがとうございました。